

被扶養者異動(増加)時の添付書類一覧表

添付書類		①世帯全員の住民票 (写しでも可)	②扶養申請者の収入を 証明する公的書類	③勤務形態証明書	④退職証明・雇用保険	⑤年金受給額を 証明する書類	⑥在学証明書 (学生証の写)
被保険者との続柄							
配偶者	無職又は収入がある場合	○	○	△	—	△	—
	退職した場合	○	○	—	○	△	—
子	出生	○	—	—	—	—	—
	15歳以下(中学生まで)	○	—	—	—	—	—
	15歳(高校生)以上の学生	○	—	—	—	—	○
父母 (養父・養母) 祖父母 曾祖父母	無職・無収入	○	○	—	—	—	—
	収入がある場合	○	○	△	—	△	—
	退職した場合	○	○	—	○	△	—
配偶者の父母・祖父母『別居は申請不可』		○	○	△	△	△	—
兄弟 姉妹 孫	出生	○	—	—	—	—	—
	15歳以下(中学生まで)	○	—	—	—	—	—
	15歳(高校生)以上の学生	○	—	—	—	—	○
その他『別居は申請不可』		○	○	△	△	△	△

※被保険者と苗字が違う場合、続柄を確認できる住民票・戸籍簿が必要。

添付書類の 具体例

- * 「被扶養者異動届」のほかに添付書類が必要です。
- * 別居している方は送金に関する添付書類も必要です。
- * ○…必ず提出 △…必要に応じて提出して頂きます。
また状況によって追加の書類を提出願うこともあります。

① 世帯全員の住民票 (写しでも可)

- ※ 3ヶ月以内に発行されたもので、続柄などが記載されているもの
- ※ 状況により、戸籍謄本をお願いする場合があります

②及び⑤ 収入(年金を含む)を証明する公的書類

※年間収入は60歳未満は130万円未満、60歳以上は180万円未満です。

確定申告書(写)^{注1)} または 市区町村発行の収入(無収入)証明書^{注2)}
および 収入の内容がわかる書類 (勤務形態証明書^{注3)}・耕作証明書^{注4)}・年金受給額を証明する書類^{注5)}
など)

- 注1) 確定申告をしている方は、税務署受付印のある確定申告書第1・2表(写)及び収支内訳書(写)
注2) 収入額が記載されているもの。民生委員発行の証明は認めておりません。なお、収入が給与収入のみの場合は、住民税の通知『特別徴収税額の決定・変更通知』(写)でも可。
注3) 現在パート(アルバイト)などの収入がある方は、勤務形態証明書(写)
注4) 第一次産業(農業)で確定申告をしていない場合は添付してください。
注5) 年金受給(予定)者は、該当するすべての年金(国民・厚生・遺族・障害・共済・基金等)額を証明する、下記の何れか1つを添付してください。
1. 直近の改定通知書(写) 3. 未決定の場合は仮計算書(写)
2. 直近の振込通知書(写)

④ 退職証明・雇用保険……状況に応じて次の何れかの書類を添付してください。

- ・雇用保険未加入の方: 「退職日がわかる書類」と「雇用保険未加入が証明できる書類」※1
- ・雇用保険加入の方……失業後の受給状況に応じた書類を添付してください。
1. 受給しない方: 「退職日がわかる書類」と「雇用保険加入が証明できる書類」※1
- 2. 受給する方: **当健保では『就労の意思』がある場合、扶養認定ができません。**
- 3. 受給終了の方: 「支給終了押印のある雇用保険受給資格者証 両面」(写)

※1: 事業所発行の退職証明と雇用保険加入状況が証明できる書類(給与明細書等)または退職証明、離職票(写)、退職日の記載された源泉徴収票 等。

- ・事業を休業・廃業した方: 税務署・保健所等の受付印がある『休業届』(写)・『廃業届』(写)

別居の場合

学生の場合: 学生証の写しを添付
単身赴任の場合: 添付書類は不要です

★送金の証明+上記①②⑥の書類を添付してください(学生・単身赴任は不要です)

毎月継続して送金(手渡し不可)し、その総額が別居扶養者の年収を上回っていること。ただし送金を行うことにより、別居被扶養者の生活費が被保険者の生活費を上回らないこと。

直近のもので3ヶ月分の送金証明または1ヶ月分の送金証明+念書

(やむを得ない事情(寝たきりなど)により送金できない方は健保組合に相談してください。)

※被扶養者増加申請と同時に申請する場合、①②⑥の書類を二重に添付する必要はありません。

離れていた被扶養者(家族)と一緒に住むことになったときは、同居になったことがわかる書類(世帯全員の住民票、学生は学生証の写しなど)を添付して提出してください。

(単身赴任終了の場合は添付書類不要)